

○【別添7】 平成19年総務省告示第57号

○ 総務省告示平成十九年第五十七号（電波法第二十四条の八第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第二十条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十六年総務省告示第七十二号（登録点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;"><u>登録検査等事業者検査職員証明書</u></p> <p>この証明書を携帯する者は、電波法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有することを証する。</p> <p>所 属 氏 名 交 付 有 効 期 限</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">総 務 省 印</p> <p>備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。</p>	<p>（同上）</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;"><u>登録点検事業者検査職員証明書</u></p> <p>この証明書を携帯する者は、電波法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有することを証する。</p> <p>所 属 氏 名 交 付 有 効 期 限</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">総 務 省 印</p> <p>備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。</p>